

社会福祉法人横手市社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償規程

# 横手市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程 目次

第1条 目的

第2条 報酬の額

第3条 報酬の支給方法

第4条 費用弁償

第5条 委任

附則

別表 役員等の報酬額

## 社会福祉法人横手市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横手市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬額は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 会長 月額 80,000円
- (2) 常務理事 月額 196,000円
- (3) 役員等（会長除く） 別表の額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬額の支給方法は、月額で定められている場合、本会の給与規程を準用するものとし、日額で定められている場合は、その都度現金にて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務により旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、支給する旅費の額は、本会の旅費規程を準用する。

- 2 役員等が、横手市を会場とする会議に出席した場合は、車賃（距離1km当たり30円）を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人横手市社会福祉協議会会長報酬規程及び社会福祉法人横手市社会福祉協議会役員等費用弁償規程を廃止する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表（第2条第2号関係）

区 分		報酬の額	
		日 額	半日額
理 事	正副会長会議	8,000円	5,000円
	理事会		
	会長要請による会議等出席	5,000円	3,000円
監 事	理事会・評議員会・監事会	8,000円	5,000円
	会計監査	9,000円	6,000円
	会長要請による会議等出席	5,000円	3,000円
評議員	評議員会	6,000円	4,000円
	会長要請による会議等出席	5,000円	3,000円
総合企画部会		5,000円	3,000円
地域福祉部会			
事業経営部会			
広報委員会			
資金貸付事業運営委員会			
苦情処理第三者委員会			

※上記報酬の額は4時間以上を日額とし、4時間未満を半日額とする。